

全建事発第 076 号
令和 6 年 9 月 26 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今井 雅則
〔公 印 省 略〕

技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、技術検定は、建設会社が工事現場に配置する監理技術者や主任技術者になることができる施工管理技士の資格を与える国家試験であり、建設業法上の技術者制度において中心的な役割を担っていることから、技術者資格の不正取得は、建設工事の適正な施工の確保に対する国民の信頼を揺るがしかねないことであり、また、技術検定において不正受験が連続して発生したことを踏まえ設置された「技術検定不正防止対策検討会」の提言に盛り込まれた不正受験防止対策について、実施可能なものから対策を実施することとされ（別添 2 「技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について（令和 2 年 11 月 27 日）」）、悪質な不正に対するペナルティ強化や、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し等が、順次実施されています。

この度、実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者として配置している場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得ることを踏まえ、改めて、技術検定の受験申請時に実務経験を証明する際の確認方法について点検するとともに、引き続き厳格な確認を行うよう、国土交通省より周知依頼がありました（別添 1）。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・別紙 1 技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について（令和 6 年 9 月 19 日）
- ・別紙 2 技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について（令和 2 年 11 月 27 日）

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp